

# 第5章 推進体制

## 1 推進体制の整備

### (1) 計画の周知

本計画を推進していくためには、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解することが必要です。ホームページへの掲載や計画概要版の配布を通して、本計画の市民への周知を行います。

### (2) 計画の推進体制

「刈谷市自殺対策計画推進委員会（仮称）」を設置し、関係課と関係団体等が連携・協働し、総合的に自殺対策を推進します。

## 2 推進の進捗管理

各事業の実施状況や数値目標については、PDCAサイクルによる適切な進捗管理を行います。年度ごとに各事業の進捗状況について把握・評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

